

消防組合の組織

匝瑳市横芝光町消防組合の執行機関は、組合長、副組合長及び会計管理者からなり、組合長、副組合長は構成市町長の互選により就任しています。

また、消防組合議員の定数は、消防組規約により10名で関係市町の議会議員の中から選出された者及び知識経験を有する者の中から関係市町の長により推選された者となっており、匝瑳市6名横芝光町4名と定められており、組合議員の任期は、議会選出議員にあつては関係市町の議会議員の任期となっています。監査委員は2名で組合議員及び識見を有する者の中から各1名を組合議会の同意を得て組合長が選任します。

